鹿児島県公報

令和4年12月16日(金)第372号



行 鹿 発 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

示 告

- ○保安林の指定(2件)
- ○保安林の指定予定
- ○保安林の指定予定の通知(2件)
- ○公共測量の終了
- ○急傾斜地崩壊危険区域の指定
- (砂防課取扱い)3 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
- サービス事業者の指定(2件)

(北薩地域振興局取扱い) 4

(森づくり推進課取扱い) 1

(森づくり推進課取扱い) 2

(森づくり推進課取扱い) 2

(大島支庁取扱い) 4

(管財課取扱い) 4

(監理課取扱い)3

告 公

○一般競争入札公告

選挙管理委員会告示

○直接請求の連署に必要な有権者の数(※)

(選挙管理委員会取扱い) 8

査 委 員 公 表

○監査結果の報告に係る措置の公表

(監査委員事務局取扱い) 9

示

鹿児島県告示第877号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

令和 4 年12月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
 - 南九州市川辺町上山田字峯尾下6017番1,字櫻木谷6181番10
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九 州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第878号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する。

令和 4 年12月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

西之表市国上字大田1392番, 1393番, 1398番1, 1398番2, 字千人塚1628番25・1628番26 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。), 1628番30

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部 森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第879号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する予定である。

令和 4 年12月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡錦江町神川字岩迫5565番1,字猿掛田ノ頭5604番2,字東猿掛5605番

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第880号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林 として指定する予定である旨の通知があった。

令和 4 年12月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

曽於郡大崎町永吉字天神46番1,46番4,132番3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第881号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 4 年12月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市樋脇町倉野字中原145番1,145番2,146番5,163番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第882号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 九州防衛局長から令和4年7月12日鹿児島県告示第589号で告示した公共測量の実施は、令和 4年11月2日終了した旨の通知があった。

令和 4 年12月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第883号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年12月16日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
玉里紙屋谷地区	次に掲げる標柱の1号から4	4号までを順次直線で結んだ線、同標柱
	の1号と8号を直線で結んだ約	泉,同標柱の4号と14号を直線で結んだ
	線及び同標柱の8号から14号	までを順次直線で結んだ線により囲まれ
	た土地の区域	
	標柱標柱標柱	主の所在地

1 号	平成26年10月10日鹿児島県告示第987号 (急傾斜地崩壊危険区域の指定)で指定し た急傾斜地崩壊危険区域の玉里紙屋谷地区 の区域(以下この項において「既指定区域」 という。)の標柱の1号
2 号	既指定区域の標柱の2号
3 号	既指定区域の標柱の3号
4 号	既指定区域の標柱の4号
8 号	鹿児島市玉里町3566番1
9 号	鹿児島市玉里町3567番1
10号	鹿児島市玉里町3563番1
11号	鹿児島市玉里町3562番4
12号	鹿児島市玉里町3561番1
13号	鹿児島市玉里町3562番1
14号	鹿児島市玉里町3602番1

北薩地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年12月16日

北薩地域振興局長	橘木宏幸
41 DE 16 28 DE 48 DE 8	1181/15//

事業所		申請者			* + 7 -	障害福祉
hz Th	55 / 11h	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	口	の種類
あっとホームへ	薩摩川内市中郷	株式会社メディ	薩摩川内市中郷	山﨑 隆夫	令和4年	居宅介護
ルパーステーシ	町4620番地1バ	ナイン	町4620番地1		12月1日	• 重度訪
ョン	ーディー204号					問介護・
	室					同行援護

大島支庁告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年12月16日

大島支庁長 新川康枝

事業所		申請者			** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害福祉
to the		h 44	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
あさひが丘	奄美市名瀬浦上	社会福祉法人三	奄美市名瀬大字	向井 扶美	令和4年	短期入所
	町55番8	環舎	西仲勝314番地		12月1日	共同生
			6			活援助

公告

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和 4 年12月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量

- ア 鹿児島県有施設その1 (16施設) で使用する電気 年間予想使用電力量 5,674,775キロワットアワー
- イ 鹿児島県有施設その2 (14施設) で使用する電気 年間予想使用電力量 5,146,485キロワットアワー
- ウ 鹿児島県有施設その3 (21施設) で使用する電気 年間予想使用電力量 5,126,847キロワットアワー
- エ 鹿児島県有施設その4 (21施設) で使用する電気 年間予想使用電力量 4,249,032キロワットアワー
- オ 鹿児島県有施設その5 (17施設) で使用する電気 年間予想使用電力量 3,950,713キロワットアワー
- カ 鹿児島県有施設その6 (15施設) で使用する電気 年間予想使用電力量 5,530,594キロワットアワー
- キ 鹿児島県有施設その7 (15施設) で使用する電気 年間予想使用電力量 5,924,400キロワットアワー
- ク 鹿児島県有施設その8 (28施設) で使用する電気 年間予想使用電力量 6,388,868キロワットアワー
- ケ 鹿児島県有施設その9 (21施設) で使用する電気 年間予想使用電力量 5,872,089キロワットアワー
- コ 鹿児島県庁舎で使用する電気 年間予想使用電力量 13,151,973キロワットアワー
- サ かごしま県民交流センターで使用する電気 年間予想使用電力量 2,752,322キロワットアワー なお、アからサまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 購入をする物品等の特質等入札説明書による。
- (3) 需要場所 入札説明書による。
- (4) 供給期間
 - 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
 - (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先 鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和4年12月16日から同月23日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
 - ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価(以下「参考総価比較額」という。) を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当た りの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載する こと。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の 100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる ものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、 これを切り捨てるものとする。
 - (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

令和5年2月7日正午(郵便又は信書便により送付する場合は,同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1の(1)のア 令和5年2月8日午前9時30分
- (イ) 1の(1)のイ 令和5年2月8日午前10時
- (ウ) 1の(1)のウ 令和5年2月8日午前10時30分
- (エ) 1の(1)のエ 令和5年2月8日午前11時
- (オ) 1の(1)のオ 令和5年2月8日午前11時30分
- (カ) 1の(1)のカ 令和5年2月8日午後1時30分
- (キ) 1の(1)のキ 令和5年2月8日午後2時
- (ク) 1の(1)のク 令和5年2月8日午後2時30分
- (ケ) 1の(1)のケ 令和5年2月8日午後3時
- (コ) 1の(1)のコ 令和5年2月8日午後3時30分
- (サ) 1の(1)のサ 令和5年2月8日午後4時

イ 場所 鹿児島県庁 (行政庁舎1階) 管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

- 5 契約条項を示す場所及び期限
 - 4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入 札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方 公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約 を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を 提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれが ないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3800

ファックス番号 099-286-5641

- 13 その他
 - (1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) この入札に係る契約は、令和5年4月1日に確定する。
- 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
 - a Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.1
 - b Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.2
 - c Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.3
 - d Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.4
 - e Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.5
 - f Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.6
 - g Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.7
 - h Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.8
 - i Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.9
 - i Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building
 - k Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center
- (2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2023 through 31 March 2024

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

12:00 a.m. 7 February 2023

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099 - 286 - 3800

FAX 099 - 286 - 5641

選拳管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお,令和4年9月16日鹿児島県選挙管理委員会告示第64号(直接請求の連署に必要な有権 者の数)は,廃止する。

令和 4 年12月16日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

	PARARA	1 20/94
左欄	右	欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦		26, 581
課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関		
するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に要		
する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に		
関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者		
の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求		266, 127
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職	鹿児島市・鹿児島	郡区 149,603

の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数,その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

鹿屋市・垂水市区	31, 331
枕崎市区	5,641
阿久根市・出水郡区	8, 217
出水市区	14, 341
指宿市区	10, 957
西之表市・熊毛郡区	11,072
薩摩川内市区	25, 644
日置市区	13,090
曽於市区	9,615
霧島市・姶良郡区	36, 696
いちき串木野市区	7, 556
南さつま市区	9, 191
志布志市・曽於郡区	11,671
奄美市区	13, 278
南九州市区	9, 340
伊佐市区	6, 932
姶良市区	21, 327
薩摩郡区	5, 568
肝属郡区	9,677
大島郡区	15, 993
	266, 127

地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求 の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超 える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と を合算して得た数

地方自治法第86条第1項に基づく副知事,選挙管理委員,監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第 1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の 請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万 を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分 の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た 数とを合算して得た数

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第16号

令和4年10月5日付け監査第1065号の監査結果に基づき、令和4年10月18日付け鹿労委第107号で鹿児島県労働委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年12月16日

 鹿児島県監査委員
 地頭所恵

 同
 大薗 豊

 同
 山田国治

 同
 上山貞茂

文書注意事項

機関名	事項の内容	講じた措置の内容
労働委員会事務	令和3年度と同様,	1 再発防止の対策
局	旅費の支払漏れがあ	(1) 定期監査の結果について周知するととも
	る。(1件 100円)	に、適正な会計事務処理に努めるよう注意
		喚起を行った。
		(2) 旅行命令及び別勤命令の決裁過程におい
		て、所属長等は命令内容に誤りがないかを
		十分に審査確認することとした。
		(3) 内部統制制度によるリスク管理において,
		支出(旅費)に関する対応策を見直し、所
		属長等による確認体制を強化した。